9-1-1 事業別国庫負担一覧

適用法令	事業名	事業主体	·貝担一見 対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
A 11/A 11	河川		堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上	標準税収入と
公共土土木施田東		市町村		道施行1カ所 120万円以上	対比して算定
				市町村施行1カ所 60万円以上	する。
	海岸	"	堤防、護岸、突堤等	II .	"
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	"
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防潮堤を 含む)	道施行1カ所 120万円以上	"
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	"
	急傾斜地 崩壊防止 施設	"	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	II .	"
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
	港湾	国、管理 組合、市 町村	水域施設(航路、泊地、船だまり)外 郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標) 、臨港交通施 設等	国施行1力所 500万円以上 管理組合施行1力所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
	漁港	国、道、 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
	下水道	道、市町村	公共下水道	市町村施行1カ所 60万円以上	"
	公 園	11	都市公園及び社会資本整備重点計画 法施行令第2条第2号に掲げる公園若 しくは緑地の園路・広場、修景施 設、休養施設、運動施設等	"	11
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1 施設 120万円以上	8/10 国直轄事業の うち基本施設 に要する費用 の 2/10は地方 負担
農施旧庫定す水災業助置法産害費のに律業復国暫関	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、 9/10 (高率該当 分)
	農業用施 設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、9/10、 10/10(高率該 当分)
	林業用施設	道、市町 村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10~ 6.5/10(通 常)、7.5/10~ 10/10(高率後)
	漁業用施 設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、10/10(高 率該当分)
	共同利用 施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その 他	II.	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法		農業用施国設	づいて国が実施している土地改良 事業地区 業 実 施 地	1地区の復旧事業費(当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施 行令第52条第1
			区 北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			基本事業が完了したもので、当該 土地改良財産を土地改良法第 94 条の規定に基づき土地改良区等に 事 委託を了していない地区 業 完	1カ所 75万円超	
			プ 基本事業が完了したもので、当該地 土地改良財産を土地改良法第94区 条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・工事が高度な技術を要すると	
公営住宅法	公営住宅	道、市町 村	公営住宅	毎年国から示される	2/5~3/4
生活保護法	保護施設	市町村		施設整備〜災害復旧費協議額 1 件につき80万円以上	1/2
老人福祉 法·介護保 険法	老人福祉 施設等	市 市 指 な で で で で で で で の で の で の で の で の に に に の に る に る に る に る に 。 に る に る に 。 に 。 に る に 。 に る に 。 。 。 に 。 。 。	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設等	"	1/2 または 1/3
	障害福祉 サービス 事業所	定都市及び 中核市を除 く。)、社	療養介護事業、生活介護事業、自立 訓練事業、就労移行支援事業、就労 継続支援事業を行うもの	"	1/2
障害者総合 支援法	居事短事共援所支所企業期業同助、援助人所上事相事相事主事相事。	会福祉法人 等	居宅介護事業所(居宅介護事業所、 重度訪問介護事業所、同行援護事業 所、行動援護事業所)、短期入所事 業所、共同生活援助事業所、相談支 援事業所	"	"
	障害者支 援施設		障害者支援施設	n	"
売春防止法	婦人保護 施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	11	"

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉 施設	道、(市) 村都市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 た 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設等	施設整備~災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	1/2 または 1/3
		市町村 市及び中 核市をいい を 会会等 社人等	ター、児童発達支援事業所、放課後 等デイサービス事業所	施設整備〜災害復旧費協議額 1 件につき80万円以上	1/2
母子及び父 子並びに寡 婦福祉法			母子・父子福祉センター、母子・父 子休養ホーム	施設整備〜災害復旧費協議額 1 件につき80万円以上	"
感染症の予染に の予染では を がなり の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設 災水道施設 東 後 日 地 後 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	災害復旧 費国庫補	市町村、 一部事務 組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	災害復旧・応急事業費 500千円又は現在給水人口×110円を 乗じて得た額を超える額	1/2~8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校施 設災害復旧 費国庫負担 法	施設災害	道、市町 村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義 務教育学校、高等学校、中等教育学 校、特別支援学校、大学及び高等専 門学校の施設(建物、建物以外の工 作物、土地、設備)	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島 4 /5)
公立諸学校 建物其他 生復 生復 生 生 生 生 生 生 生 生 会 交 付 人 任 会 会 会 会 会 。 会 会 。 会 。 会 。 会 。 会 。 会 。	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎 の新築復旧工事又は補修復旧工事 (構造体の補強等による大規模なも のに限る。)に伴う応急仮設校舎等 及び幼保連携型認定こども園の使用 施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4 /5)
都旧補るのである。	街路	道、市町村	〇都市計画法第18条、第19条又は第 22条の規定により決定された施設道 路及び土地区画整理事業により築造 された道路(道路の附属物のうち、道 路上のさく及び駒止を含む。)で道路 法第18条の道路供用開始の告示がな されていないもの 〇道路と鉄道の立体交差事業で鉄道 事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水 施設等	"	都市計画区域内にある都市排水施設 で排水路、排水機、樋門及びその付 属施設。都市計画区域内にある地方 公共団体の維持管理に属する公園 (自然公園を除く。)、広場、緑 地、運動場、墓園及び公共空地	"	"
	堆積土砂 排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m³以上であるもの、又は2千m³以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m³以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	"
		市町村 (一部事 務組合、 広域連合 含む)	災害その他の事由のために実施した 生活環境の保全上、特に必要とされ る廃棄物の収集、運搬及び処分に係 る事業並びに災害に伴って便槽に流 入した汚水の収集、運搬及び処分に 係る事業等	指定市:80万円以上市町村:40万円以上	1/2
活動特 法都 医类 计		市町村	公共下水道並びに都市下水路の排水 管及び排水渠(これらに直接接続する ポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積 した降灰を収集し、運搬し及び処分 する事業とする	その都度決定	2/3
交付要綱	2)都市排 水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰 収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	3)公 園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬 し及び処分する事業とする		"
	4)宅 地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		11